

内閣府特命担当大臣

(少子化対策、男女共同参画)

加藤 勝信 殿

公明党女性委員会委員長・男女共同参画推進本部長 古屋 範子

公明党女性局長 山本 香苗

第 4 次男女共同参画基本計画策定に向けての提言

性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は我が国社会の将来を決定する最重要課題である。男女共同参画社会を実現するため、現在、政府が取り組んでいる女性の活躍を更に推進すべきである。こうした認識に立ち、第 4 次基本計画に以下の項目を盛り込むとともに、明確な目標設定と目標実現の工程表を明示することを提言する。

記

一、2020 年 30%目標の達成

社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも 30%程度とする目標の達成を目指し、各分野における人材育成・発掘に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランス等の環境整備により一層取り組むこと。

特に政治分野における女性の参画拡大は極めて重要であり、候補者の一定割合を女性に割り当てるクォータ制などポジティブ・アクションを実行に移すため、各政党間における協議を進めると同時に、立法化に向けた検討委員会を立ち上げること。また、その前提として、国民にわかりやすい形で、国や地方の政治分野における女性の参画状況を把握・分析・公表すること。

建設や科学技術、農業・林業等の女性の参画が進んでいない分野において女性の割合を増やすだけでなく、女性が意思決定に参画できる環境整備も同時に進めて行くこと。

一、ワーク・ライフ・バランスの実現 / 多様な働き方の実現

ワーク・ライフ・バランスの実現を阻む最大の要因である長時間労働の是正に政府をあげて取り組むとともに、政府が主導して国民運動を展開すること。また、育児介護休業法を見直し、非正規雇用労働者も含め育児休業が取得できるよう、取得要件を緩和すること。と同時に、男性も女性も介護休業等が取得しやすくなるよう、介護休業給付の支給率を育児休業給付と同水準まで引き上げるとともに、介護休業の分割取得、介護休暇の取得単位の見直し、育児と介護のダブルケアと仕事の両立支援等抜本的な見直しを図ること。

都会においても地方においても、時間や場所にとらわれず、子育てや親の介護等と仕事を両立し続けることができる柔軟な働き方であるテレワークで働き続けられる環境を整えるとともに、地域限定正社員、短時間正社員など多様な正社員を推進すること。また、これら多様な正社員化が、家事・子育て・介護等の両立を図る上で、個人の希望を尊重し女性に集中しないようにすること。男女の賃金格差や待遇差別を解消すべく、同一賃金・同一労働推進法に基づき、働きに見合った処遇が確保できるよう、速やかに必要な措置を取ること。また、職種・職務は異なっても、同じ価値の労働であれば同一の賃金を支払う同一価値労働同一賃金についても、よりきめ細やかな職務分析・職務評価の手法を研究・開発し、取組を強化すること。

子育て・介護等により離職した女性の再就職を促すためのインターンシップ制度や女性の起業を支援する補助制度の恒久化を図ること。

農山漁村で働く女性も、産前産後中の保険料を免除するなど働き続けられる環境を整備すること。

一、マタハラ・セクハラ撲滅

正規・非正規にかかわらず、セクハラやマタハラを受けることがないように、事業主のマタハラ防止の取組を強化する等男女雇用機会均等法、育児介護休業法を改正すること。妊娠等を理由とする不利益取扱いに関する調査結果を踏まえ、マタハラ防止措置を派遣先企業にも義務付けること。また、企業がマタハラ防止に必要な対策をとらず、是正指導に応じない場合、企業名の公表を厳しく行う等指導監督を強化するとともに、企業名公表しても対応しない場合の企業に対する罰則についても検討すること。

マタハラ・セクハラ等に関する相談窓口を設置し、その存在を広く知らしめること。

一、DV・ストーカー対策、性暴力被害者支援の充実

第二次ストーカー規制法改正案の早期成立を図り、DV・ストーカー被害者の保護・自立支援を充実させるとともに、加害者治療にも取り組むこと。特にDV被害者支援について、

地域間格差がなくなるよう、取組を進めること。

性暴力被害者支援ワンストップセンターを各都道府県に少なくとも1箇所設置することを数値目標として示すとともに、被害者の低年齢化の現状を踏まえ、子どもを含めた性暴力被害者支援の体制を早急に整備すること。

婦人保護施設を女性自立支援施設と名称変更し、女性たちの自立を支援するための施設として更なる活用を図ること。また、強姦罪の見直しなど性犯罪に関する刑法改正をできる限り速やかに実現すること。

一、子ども子育て支援の充実

子ども子育て支援新制度を着実に実施し、量的拡大によって待機児童を解消するとともに、質の改善を図るため、1兆円超の予算をできるだけ早期に確保すること。

また、平成31年度末までに放課後児童クラブ30万人分を新たに整備する事を盛り込んだ「放課後子ども総合プラン」の着実な実施も図ること。

妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターを設置する事業や支援の届きにくい孤立した家庭への訪問型子育て支援事業等を全国展開することによって、児童虐待を未然に防止し、子育て不安を解消する取組を強力に進めること。また、児童福祉法を速やかに改正し、国・都道府県（児童相談所）・市町村の役割・責任分担の明確化、児童相談所等の抜本的拡充、里親委託優先の原則に基づく里親・特別養子縁組の推進等、全ての子どもが適切な養育を受ける権利を保障する体制を整えること。

一、ひとり親家庭支援の充実

児童扶養手当の拡充を図り、第2子、第3子の加算を増額すること。ひとり親家庭の相談窓口のワンストップ化を図るとともに、ひとり親家庭の立場に立った、寄り添い型の支援を実施する体制を整備すること。

高度職業訓練促進給付金や母子家庭自立支援給付金等の拡充、支援付き就労の拡大・促進を図ることによって、様々な課題を抱えているひとり親が、より収入の高い仕事に就き、子どもと一緒に地域で普通に暮らしていける賃金を確保できるようにすること。また、ひとり親家庭の多様なニーズに合致するよう、日常生活支援事業を早急に見直すこと。

ひとり親家庭等困窮家庭の子どもに対して学習支援・生活支援を提供する場の確保、ひとり親家庭の医療費助成の国における制度化等生活・健康に対する支援を実施するとともに、養育費を確保するための法整備についても検討を行うこと。

一、高齢女性、障害のある女性、若年無業女性等生活困窮者への支援

平均寿命の男女差等から女性の老後期間は長く、核家族化の傾向と相まって、女性が人生の最後を単身で過ごす可能性が高まっている。また、障害のある女性は障害に加えて、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている。高齢女性や障害のある女性等が生涯安心して暮らせるよう、生活困窮者自立支援制度の推進・充実を図るとともに、居住環境の整備や社会保障の機能強化に努めること。

特に若年無業女性の実態は見えにくいと指摘されている。若年女性の初職の状況がどうなっているか、非正規労働に従事している場合はそれが不本意かどうか等実態把握・詳細を分析し、若年女性の貧困問題への対応にも早急に着手すること。

一、男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立

東日本大震災の教訓を踏まえ、防災・復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ること。特に市町村防災会議においては、女性のいない市町村防災会議の数を可及的速やかにゼロとするとともに、市町村別の女性委員の状況や災害対策本部・防災部局等における女性割合等を毎年公表、引き上げを働きかけること。

平常時から女性の力を生かし、地域で活躍できる環境を整備することが肝要であり、平常時から男女共同参画センター等が地方自治体と緊密に連携し、男女共同参画の視点からの防災対策の構築に取り組むこと。

一、生涯を通じた女性の健康支援

生涯を通じた包括的な女性の健康支援を実施するための法整備を行うこと。国において性差医療に関する調査・研究を進めるための拠点を設置するとともに、女性特有のがん対策等の充実に努めること。

産む・産まないかを主体的に決定していくというリプロダクティブ・ヘルス/ライツや性に関する正しい知識を学ぶ機会を学校教育等において確保すること。

不妊治療・不育症に対する治療に対する精神的・経済的支援を進めること。

一、選択的夫婦別姓の実現・再婚禁止期間の短縮

最高裁判所の判決を待つことなく、立法府としての意思を明確に示すため、選択的夫婦別姓の導入に向けた法整備に速やかに着手すること。また、女性の再婚禁止期間の短縮のための法整備にも同時に着手すること。

一、男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

女子差別撤廃条約の積極的遵守と共に女子差別撤廃条約選択議定書の早期締結に向け、具体的な議論を進めること。また、ODA 等を活用し、開発途上国における女子教

育を充実させること。紛争予防・再発防止において女性が積極的な役割を果たせるよう、女性の参画を促すとともに、紛争下における性暴力の根絶・被害者支援を行うこと。

一、男女共同参画推進体制の整備・強化

毎年度、男女共同参画社会の実現のため重点方針を策定し、政府全体の予算に男女共同参画の視点を反映させること。また、各種統計においても男女別の統計を整備することとし、男女差による課題の見える化を図ること。各地の男女共同参画センターについても、男女共同参画社会の形成の推進拠点の一つとして機能の充実・強化を支援すること。

一、新たな課題への対処

LGBT等を理由に困難な状況に置かれている人々の実態把握・相談の充実に努めるとともに、人権侵害事案に適切に対応すること。また第4次基本計画における記述についても配慮すること。

以 上